

被扶養者認定に必要な添付書類

被扶養者の認定要件

- ・年間の収入が130万円（60歳以上、又、障害年金受給者は180万円）未満かつ、被保険者の収入の1/2未満であること
- ・別居されている方の収入は、仕送り額よりも少ないこと

認定日

- ・原則、被扶養者（異動）届及び必要書類一式が提出され健康保険組合が扶養の事実を認めた日が認定日となります。

添付書類

※認定対象者の状況により、追加で提出書類をお願いすることがあります。

認定対象者			必要書類	
全員提出〔続柄や同居/別居を証明できるもの〕			世帯全員の「住民票」〔続柄記載のあるもの・個人番号無し〕 原本	
16歳以上 全員提出〔収入の有無にかかわらず〕			直近の「所得証明書」または「非課税証明書」 原本	
収入なし	無職無収入		上記2点のみ	
	自営業廃業		廃業届出書(写)〔税務署受領印のあるもの〕	
	退職して1年以内	失業給付を受給する	申請前・申請中	離職票1・2(写)→日額決定後→雇用保険受給資格者証〔両面〔第1面・第3面〕〕(写)
			日額決定～受給中	雇用保険受給資格者証〔両面〕(写)〔日額3,612円・60歳以上は5,000円未満〕
		受給期間を延長する	手続中～手続終了	離職票1・2(写)・受給期間延長通知書(写)〔離職票1備考欄に延長表示〕
		失業給付の受給が終了した		雇用保険受給資格者証〔両面〕(写)〔支給終了の記載があるもの〕
		失業給付の手続きをしない		離職票1・2(写)
		加入期間不足や離職票がない		離職票1・2(写) や雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写)
	雇用保険に未加入		雇用保険未加入の記載のある「退職証明書」や退職時の「源泉徴収票(写)」	
収入あり	就業者（給与収入・パート・アルバイト）		給料明細〔直近3ヶ月分〕(写)・雇用契約書(写)	
	就業者（収入が減った事により雇用条件が変わった等）		収入が変化したことがわかる書類・資格喪失証明書(写) 新雇用契約書や変更後の給与明細(写)3ヶ月分	
	各種年金	受給中	年金振込通知書(写) や 年金改定通知書(写)	
		申請中	年金見込額照会回答票(写)	
	給付金（傷病手当金や出産手当金等）		支給決定通知書(写)	
自営業収入・不動産・利子等その他収入		確定申告書・収支内訳書〔税務署受領印のあるもの〕		

上記に加えて、状況に応じて追加で必要な書類

被保険者と別居の場合	仕送り金額と継続性が確認できる書類〔不定期送金や手渡しは不可〕 直近3ヶ月以上の振込受領書(写)や預金通帳(写)* *金額、送金人、受取人が確認できるもの
出生の場合	母子手帳(写)や出生日がわかる書類 〔但し、夫婦共働きの場合は配偶者の所得証明書 原本〕
結婚による場合	婚姻届受理証明書または戸籍謄本〔全部事項証明書〕
内縁の配偶者	戸籍謄本〔全部事項証明書〕 ← 被保険者・認定対象者双方
同居家族がいる場合（被扶養者以外）	左記該当者の「所得証明書」